

平成 14 年 1 月 18 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準、同適用指針、及び、その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理の公開草案」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年 12 月 26 日に貴会より公表されました掲題公開草案に対しまして、意見を表明する機会を戴き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させて戴きますので、今後の審議においてご配慮戴き度く、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 自己株式処分損益の処理について

自己株式処分損益をその他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合に当期末処分利益から控除するという取扱いは、会計上払込資本と留保利益をあくまでも峻別する、自己株式の取得・処分は株主との資本取引として扱う、という公開草案の基本的考え方に反する。自己株式処分差損は資本取引から生じるものである為、未処分利益から控除することは極力避け、資本金、資本準備金も含めた払込資本金全体がマイナスにならない限り、その他資本剰余金のマイナス表示を認める様配慮願いたい。

2. 連結決算上の取扱いについて

以下に示す事項に関し、連結決算上の取扱いを明記願いたい。

- ・連結子会社が保有する子会社自身の自己株式に関する取扱い。
- ・子会社及び関連会社が保有する親会社株式の売却損益をその他資本剰余金に算入している場合において、当該子会社あるいは関連会社が、清算・売却等により連結の範囲から外れた場合の処理。

また、関連会社保有親会社株式及び同売却損益の取扱いについては連結子会社の場合と同様に処理することとされているが、実務上の手続きを勘案し、資本取引として認識すべき範囲は支配している子会社までに限定することを検討願いたい。

3. その他資本剰余金から配当を受けた場合の処理について

保有上場有価証券の受取配当金について「金融商品会計に関する実務指針」第94項では、原則として配当落ち日をもって未収配当金を見積計上することとされている（以下、原則処理）が、配当落ち日までに当期末処分利益処分案及びその他資本剰余金処分案が提示されなくては、株主は受取配当金につき、原則処理が出来ないことになる。原則処理を適用している株主より、決算期末前に利益処分案の提示を求められぬ様、金融商品会計における原則処理を廃止し、但し書き方式（配当決議日に未収計上、又は、入金時収益計上）に一本化する等の対策を検討願いたい。

4. 税務上の取扱いとの整合性について

- ・自己株式売却損益をその他資本剰余金として扱うこと等に関し、税務上も同様の扱いとなる様、働きかけて頂きたい。
- ・その他資本剰余金からの配当の取扱いに関しては、税務上も同様の扱いとなる様働きかけて戴き度い。

以上